

# 新しい総合事業の通所型サービス

サービス種別	①現行の介護予防通所介護に相当するサービス	②緩和した基準によるサービス (通所型サービスA)	③短期集中予防サービス (通所型サービスC)
実施方法	事業者指定	事業者指定	委託
対象者となるケースの考え方	○認知症で多様なサービスの利用が難しいケース (主治医意見書等にて認知症を確認)	○左記以外で専門職のサービスが必要とされるケース  ※状態等踏まえながら、住民主体によるサービスの利用を促進	○集中的に生活機能向上の訓練を受けることで、改善維持が見込まれるケース  ※サービス内容は柔軟に提供可能としつつ、自立支援に資するサービスを提供
各サービス利用者の見込	10%	80%	10%
介護報酬	・予防給付と同様 ・国保連経由で審査・支払	・基本報酬は予防給付の8割、加算なし ・国保連経由で審査・支払	委託料の支払
利用者の負担割合	1割。一定以上の所得がある人は2割。	1割。一定以上の所得がある人は2割。	2,000円/月
限度額管理	・限度額管理の対象。国保連で管理 ・チェックリスト該当者は要支援1の限度額とする	・限度額管理の対象。国保連で管理 ・チェックリスト該当者は要支援1の限度額とする	なし
指定申請	・平成27年3月31日に介護予防通所介護の指定を受けている事業所は、総合事業の「現行相当」の指定を受けたものとみなされるため、手続き不要(みなし指定)。 ・みなし指定の有効期限:平成30年3月31日(更新する場合は、市に指定申請が必要)	・市に指定申請が必要 ・「介護」「介護予防」「総合事業の現行相当」「総合事業の緩和した基準」の4つの指定を同時に受けることも可能。	なし
指定基準	予防給付の基準を準用	人員等を緩和した基準	
人員	・管理者※ 常勤・専従1以上 ・生活相談員 専従1以上 ・看護職員 専従1以上 ・介護職員 ~15人 専従1以上 15人~ 利用者1人に専従0.2以上 ・機能訓練指導員 1以上 ※支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。	・管理者※ 常勤・専従1以上 ・介護職員 ~15人 専従1以上 15人~ 利用者1人に専従0.2以上 ※支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。  【例】「介護+介護予防+総合事業の現行相当」15人、「緩和した基準」8人の場合→介護職員2人	・指導者 ~15人 専従2以上 15人~ 利用者1人に専従0.2以上  【資格要件】 医師、保健師、看護職員、理学療法士、作業療法士、健康運動指導士、経験のある介護職員等
設備	・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要な設備・備品	・サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上) ・必要な設備・備品	・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ※介護保険事業所の場合、法令上の基準に注意のこと
運営	・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 (現行基準と同様)	・必要に応じ、個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明・同意 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等	・指導者によるアセスメント ・個別サービス計画書の作成 ・運動測定結果表の作成 ・個別評価の実施